

横浜市駐車場条例 附置義務駐車施設等設置に係る届出等の必要書類チェックリスト

No.	必要書類		届出		特例承認						構造等承認	記載事項・注意点等 “□”はチェック事項	
					隔地		実態		建替				
			各2部	各3部	各3部	各3部	各3部	各2部					
			必須	適宜	必須	適宜	必須	適宜	必須	適宜	必須	適宜	
1	附置義務駐車施設等設置（変更）届出書（第1号様式）		○										・新規の場合は「（変更）」に二重取消線をする。 （変更の場合の囲み等は不要）
2	敷地外駐車施設等設置特例（変更）承認申請書（第2号様式）				○								・新規の場合は「（変更）」に二重取消線をする。 （変更の場合の囲み等は不要）
3	駐車施設等使用承諾書（第2号様式別紙）					○							・申請者以外が有する土地に隔地する場合
4	利用実態による附置義務台数特例（変更）承認申請書（第4号様式）					○	○						・新規の場合は「（変更）」に二重取消線をする。 （変更の場合の囲み等は不要）
5	駐車施設等利用実態調査結果（第4号様式別紙1）					○	○						
6	誓約書（第4号様式別紙2）					○	○						
7	利用実態特例の建替への適用特例（変更）承認申請書（第5号様式）					○			○				・新規の場合は「（変更）」に二重取消線をする。 （変更の場合の囲み等は不要）
8	駐車施設等の構造等承認申請書（第8号様式）										○		
9	委任状					○		○		○		○	・代理人が申請を行う場合
10	附置義務駐車場の台数算定表(1)(2)		○		○		○		○		○		・地区又は地域に応じて(1)又は(2)いずれかを添付
11	附置義務駐車場の台数算定表(3)			○					○				・建替の特例を受ける場合
12	都市計画図	駐車場条例の附置義務区域	○		○		○		○		○		・i マップでも可 □申請地が分かるように明示 □申請地の詳細情報を表示
13		建築基準法道路種別	○		○		○		○		○		
14	建築物	付近見取図	○		○		○		○		○		□方位、道路及び目標となる物件 □建築物の位置
15		配置図（S=1/200以上）	○		○		○		○		○		□縮尺、方位、敷地の境界線 □敷地内における建築物の位置 □敷地内における建築物の規模 □届出に係る建築物と他の建築物の別 □敷地に接する道路の位置及び幅員・道路種別
16		各階平面図（S=1/200以上）	○		○		○		○		○		□縮尺、方位、間取り □各室の用途及び規模
17		面積表		○		○		○		○		○	・複数用途がある場合、増築の場合等
18	駐車施設等	付近見取図	○ ※1		○ ※1		○ ※1		○ ※1		○ ※1		□方位、道路及び目標となる物件 □駐車施設等の位置 □建築物の敷地からの水平距離（隔地の場合） □駐車施設等の出入口の設置禁止位置に係る情報 ※2
19		配置図（S=1/200以上）	○ ※1		○ ※1		○ ※1		○ ※1		○ ※1		□縮尺、方位、敷地の境界線 □敷地内における駐車施設等の位置 □敷地内における駐車施設等の規模 □敷地に接する道路の位置及び幅員・道路種別 □駐車施設の出入口の位置 □駐車ますの位置、大きさ、駐車台数 ※附置義務対象を赤囲みし、附番してください。 □車路の幅員 ※2 □駐車施設等の出入口の設置禁止位置に係る情報 ※2
20		各階平面図（S=1/200以上）	○ ※1		○ ※1		○ ※1		○ ※1		○ ※1		□縮尺、方位、間取り、規模 □駐車ますの位置、大きさ、駐車台数 （附置義務対象を赤囲みし、附番してください。） □車路の幅員 ※2
21		条例第11条第5項に規定する特殊な装置に関する書類（大臣認定書、仕様を明示した図面等）										○	・特殊な装置を用いる場合
22		権利関係を確認するための書類				○							
23	その他審査上必要な書類			○		○		○		○		○	・担当者よりご案内します。

※1 駐車施設等に係る明示すべき事項のすべてが建築物に係る図面に明示されている場合は、省略することができる。

※2 附置義務駐車施設等の駐車ますの面積の合計が50㎡未満の場合は、省略することができる。